

## 指名停止期間の特例について

本市では、横浜市指名停止等措置要綱及び同運用基準で停止期間を定めていますが、次のいずれかの規定に該当した場合は、同運用基準で定める標準停止期間とは異なります。

※主な条文の解説は3ページ以降です。

### ■ 横浜市指名停止等措置要綱及び運用基準（抜粋）

※横浜市指名停止等措置要綱は、以下「要綱」といいます。

※横浜市指名停止等措置要綱運用基準は、以下「運用基準」といいます。

#### 【要綱第3条】

財政局長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人（本市と指定管理者との協定の履行において指定管理者が他事業者と締結した契約及び補助事業者等（横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「横浜市補助金規則」という。）第2条第3号に規定する補助事業等を行う者をいう。以下同じ。）が補助事業等（横浜市補助金規則第2条第2号に規定する補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）の実施において他事業者と締結した契約による下請負人を含む。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人（本市指定管理者又は補助事業者等を含む。）の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

#### 【運用基準第13項】

指名停止に関し責任のある下請負人及び当該下請負人から元請負人の間で請負関係にある全ての下請負人を指名停止の対象とし、停止期間は次のとおりとする。

- （1）下請負人の責任が重大である場合は元請負人と同一期間
- （2）（1）以外は元請負人の2分の1の期間（期間算定方法は運用基準第9項による。なお、この場合においては、要綱第2条第1項の規定にかかわらず、当該措置事由に定める期間の短期を下回る停止期間を定めることができる。）

#### 【要綱第4条】

財政局長は、第2条第1項の規定により共同企業体（2以上の事業者が共同事業体又は共同企業体として指定管理者又は補助事業者等となる場合を含む。）について指名停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

#### 【要綱第5条第1項】

有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

### 【要綱第5条第2項】

有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれの別表各号定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。ただし、指名停止の期間は最長36か月とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（ただし、指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった基の事実又は行為があったとき。
- (2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなった基の事実又は行為があったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

### 【要綱第5条第3項】

有資格者が別表第2第3号又は第4号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

### 【要綱第5条第4項】

財政局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため別表各号及び前3項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

### 【要綱第5条第5項】

財政局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は最長36か月とする。

### 【要綱第6条】

- 1 財政局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 2 財政局長は、指名停止の期間中の有資格者について、当初の指名停止時に把握していなかった事由で、別表各号に掲げる措置要件に該当する新たな事由が明らかとなったときは、当初の措置要件に加え、新たな措置要件を追加することができる。

この場合における指名停止の期間は、前条第1項により定める期間の範囲内で定めるものとする。

### 【要綱第12条第1項、第2項及び第3項】

第12条 有資格者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに、文書により財政局長に報告しなければならない。ただし、財政局長が別に定める場合については、この限りではない。

なお、本市との契約において別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、工事所管局長又は物品・委託等の発注所管局長に文書による報告を行うことをもって、財政局長への報告に代えることができるものとする。

- 2 有資格者は、財政局長から別表各号に定める措置要件に該当するおそれがあるとして報告を求められた場合は、指定された日までに文書により報告しなければならない。
- 3 前2項の報告を怠った場合又は遅滞した場合（遅滞した場合については、財政局長がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。）で、別表各号に定める措置要件に該当したときは、停止措置の期間の短期を、それぞれの別表各号に定める短期の2倍（当該停止期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。

## 解 説

**第5条第1項、第2項**又は**第12条**に該当した場合においては、当該措置要件に係る停止期間の短期（※1）を2倍（又は1.5倍（※2））した期間と標準停止期間（※3）を比較して、長い期間が停止期間となります。

※1：停止期間の短期とは・・・要綱別表において、当該措置要件が含まれる措置要件の区分に応じた期間のうち、短い方の期間を言います。

（例）契約違反 2週間以上6か月以内→短期は2週間

※2：1.5倍になるときは・・・上記1の場合において、当初の停止期間が1か月に満たないとき  
又は、上記3の場合において、当該停止期間が1か月に満たないとき。

※3：標準停止期間とは・・・運用基準別表において当該措置要件ごとに規定する停止期間

（例）契約約款等違反 標準停止期間は1か月

### ■具体的な計算例

#### 【1の適用例】

要綱別表1第4号（契約違反）により受けた2週間の指名停止を満了した後、要綱別表第1第7号運用基準による標準停止期間2週間（1人負傷）の指名停止に該当した場合

（標準停止期間）2週間 < （短期1.5倍措置）3週間（2週間×1.5倍）  
停止期間は長い方の3週間とします。

#### 【2の適用例】

要綱別表2第2号（贈賄）により受けた6か月の指名停止を満了した後、2年後に要綱別表第2第4号（独占禁止法違反）の指名停止に該当した場合

（標準停止期間）6か月 < （短期加重措置）12か月（6か月×2倍）  
停止期間は長い方の12か月とします。

※注）

1又は2の適用例の場合、2回目の指名停止の措置要件に該当することとなった基の事実又は行為が、1回目の指名停止を行う前のものである場合は、短期加重措置の対象になりません。（要綱運用基準第19項）

#### 【3の適用例】

要綱別表第1第6号（1人死亡）の措置要件に該当した場合で、現場代理人の逮捕又は起訴日が5月1日、財政局長への文書報告が6月25日の場合

（標準停止期間）1か月 < （短期加重措置）2か月（1か月×2倍）  
停止期間は長い方の2か月とします。